

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示		ページ	告 示	
○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除 (中丹東保健所)	21	○都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課)	22	
○特定水産資源 (さんま、まあじ及びまいわし対馬暖流系群) に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量 (水産課)	〃	○都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧 (山城北土木事務所、中丹東土木事務所)	〃	
		○都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの縦覧 (中丹東土木事務所)	〃	
公 告		○都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課)	〃	
○都市計画地区計画の決定に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課)	22			

告 示

京都府告示第11号

土壌汚染対策法 (平成14年法律第53号) 第11条第2項の規定により、同条第1項の規定により指定した区域の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和3年1月19日

京都府知事 西脇 隆俊

告示番号	指定した区域	土壌汚染対策法施行規則 (平成14年環境省令第29号) 第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称	指定を解除する区域	講じられた汚染の除去等の措置
令和2年京都府告示第511号	舞鶴市字白屋小字白屋前300の一部、314の1の一部、314の2の一部及び315の2の一部並びに小字山王前320の一部 (次の図に示す部分に限る。)	鉛及びその化合物	舞鶴市字白屋小字白屋前300の一部、314の1の一部、314の2の一部及び315の2の一部 (次の図に示す部分に限る。)	土壌汚染の除去

備考 この表に掲げる区域は、指定の日における行政区画その他の区域によって表示されたものである。

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府中丹東保健所及び京都府府民環境部環境管理課において縦覧に供する。)

京都府告示第12号

漁業法 (昭和24年法律第267号) 第16条第1項の規定により、さんま、まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関

する令和3管理年度 (令和3年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。) における知事管理漁獲可能量を次のとおり定めた。

令和3年1月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
さんま	京都府さんま漁業	現行水準
まあじ	京都府まあじ漁業	現行水準
まいわし対馬暖流系群	京都府まいわし漁業	現行水準

公 告

舞鶴市から舞鶴都市計画地区計画（小倉・堂奥地区）の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和3年1月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊



舞鶴市から舞鶴都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和3年1月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊



城陽市から宇治都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府山城北土木事務所において縦覧に供する。

令和3年1月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊



舞鶴市から舞鶴都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府中丹東土木事務所において縦覧に供する。

令和3年1月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊



舞鶴市から舞鶴都市計画地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府中丹東土木事務所において縦覧に供する。

令和3年1月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊



舞鶴市から舞鶴都市計画地区計画（堂奥地区）の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和3年1月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊